

Title	米国に於ける健康保険運動（一）
Sub Title	
Author	園, 乾治
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1922
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.16, No.1 (1922. 1) ,p.71- 79
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19220101-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

堀江歸一著

新刊



四六判三六〇頁
總布裝函入
定價貳圓
送料書留十七錢

世界の經濟が如何に動くかと云ふことは、何人も知らなければならぬ問題であります。歐洲戰争の爲めに、戰前の經濟組織の破壊されたものや、戰前の經濟政策の改新されたものは、實に少くないのであつて、今や世界の經濟は改造されつゝあると認められます。此改造の途上に於て、國際經濟の全局に亘りて、如何なる問題が起つて居るか、又其諸問題の解決は我國に如何なる利害關係を有するであらうか、我國としては之に對して如何なる經濟的立國策を樹立す可きものであるらうか。著者は最近兩三年間是等の諸問題に就て、思を潜めて居りました。本書に掲げたものは、一部分ではあるが、兎に角右の諸問題に對する著者の忌憚なき斷定であります。廣く江湖の批判を仰ぎたいと思ひます。著者謹白

小泉信三著 **社會問題研究** 三版

菊判四七九頁
總布裝函入
定價三圓二十錢
送料書留廿七錢

東南
東京神田町保京神田
電話九段振替東京二二二二〇八〇〇

雜錄

米國に於ける健康保險運動 (1)

一一個の社會保險の關係は頗る複雑なものであつて、理論上明確な區別を行ふことは決して容易なことではない。(I. M. Rubinow:—Standard of Health Insurance, Chap. IV. 1916. 參照)。それ故に此處ではその保險組織並びに財政上の問題を詳しく述べることを止めて、姑らく英米の用法に従つて健康保險といふ言葉を使用するのである。

英米に於いて健康保險 Health Insurance といふのは疾病保險 Sickness Insurance のことである。何故に疾病保險とはではないで健康保險と稱せられるかと云へば、それは金錢上の利益のみならず、健康の保持、換言すれば疾病的豫防並びに手當に對して特に注意を喚起するものであるからである (American Association for Labor Legislation, Leaflet No. 17. Health Insurance, 参照) 然し少しく立入つて研究して見ればこの

に利用せられ、最初は労働者賠償に關する法制上の施設に反対を試みた人々も、今はその實行を熱心に援助するやうになつた。この賠償法によつて、労働者も、僱主もまた社會も總て利益を享くるところがあつた。それで災害の豫防はその收穫の内の最大なるものであらう。多くの労働者と僱主と政府の委員とは協力して、數年前までは到底避くべからざるものと看做されてゐた災害の二分一乃至三分一を豫防する」とが出來たのである。労働者賠償の出現は「安全第一」の運動に對して大なる刺戟を加へた。

一九一二年には夙くも多數の識者によりて、産業上の災害を取扱ふに成功したるこの方法は、數年を出すして他の方面にも擴張せらるべきことが明になつた。そのために同年十一月ボストンに於いて開催せられたる American Association for Labor Legislation の年會に於いて委

吾々は米國の標準案について深く研究する前にその根本問題である疾病統計、並びに疾病と産業との關係に就いて論じなければならぬ。

一體、かくの如き運動の發生したる當時の米國に於ける疾病的概數は、如何なる時に於いても米國全土に於いては三百萬の罹病者があり、三千萬の貧銀労働者は一ヶ年平均九日の労働不能に陥り、その結果として一ヶ年總計九億弗の貧銀を喪失し、加之ならず之がために醫療に要する費用は、總計一億八千萬弗に上るといふことである。(John B. Andrew :—Health Insurance)

次ぎに Metropolitan Life Insurance Company の經驗に基いて死亡の割合を檢べて見ると、年

員を選任して協議會を開くことになつた。さうしてこの委員の中には統計學、醫學、社會保險、その他各方面に亘つて斯界の權威者を網羅してゐた。(John B. Andrews :—Health Insurance 1916) 第一回社會保險國民協議會は一九一三年一月シカゴに開催せられ、標準的草案はその翌年一般に頒布せられ、汎く批評、審議を求めた。さうして愈々最初の健康保険法の草案が完成せられたのは、二年を経過したる一九一五年十一月であつた。その後第二回、第三回の草案は説明書を添付して二萬五千部印刷せられ、外に各雑誌並びにパンフレットの刊行せられたものは、少くともその二倍の數に達したであらう。かくの如くしてあらゆる贊否の評論を刺戟するための努力が試みられたのであつた。(John B. Andrews :—Progress Toward Health Insurance 1917?)

四
齡二十五歳乃至三十四歳の白哲男子の死亡は十萬人に付き一五四・八人であつて、これをイングランド及びウェールズに於ける六一・九人に比較すると、著しく多數であることが解る。(I. M. Rubinow :—Standard of Health Insurance Chap. IV.) この數字は勿論労働者のみに就いて調査したものと云ふことは出來ない。けれども同會社の經驗は主として産業階級並びにその家族を包括してゐるのであるから、他の一般的死亡統計に比較すれば幾分優れた資料であるといふことが出来るであらう。

尙、参考のために右に掲げた同會社の一九一年乃至一九一四年に於ける白哲男子十萬人中の傷害に基づく死亡數の内容を年齢別に示せば次の如くである。

年齢別	十萬人に付き死亡割合
五歳以下	一〇五・四

五——九	六九·三
一〇——一四	六四·四
一五——一九	九六·三
一一〇——一二四	一二八·六
二五——三四	一五四·八
三五——一四四	一一〇·九·五
四五——五四	一六七·六
五六——六四	三四四·二
六五——七四	四四三·一
七四歲以上	六〇·五·七
平均	一四五·一

儲て然からば労働者の實生活は如何なるものであらうか。一言にして之れを盡せば、現代の工業制度の下に於ける労働者の生活状態は、寔に完全の域を遠かること甚しいものであると云ふべきである。

今、此處には生活状態に就いて詳しく述べる餘裕を有たないけれども、一般に米國に於ける生産的労働者の三分二乃至四分三のものは、全くその賃銀若くは少額の俸給によりて生活す

るものであり、且つ賃銀労働者の五分四乃至十分九のものは生活必要品を購入に足るべき賃銀をも享受しないのである。さうして若し労働者の家族の所得が之れ以上に上のものがありとすればそれは全くその家族の内に少くとも一人以上の労働者の存在する場合に限られてゐる有様であり、且つこの状態は到底永久に繼續するこの出来ないのである。従つて一般的の労働者に對して貯蓄を希望することは、殆んど不可能の事であり、假令貯蓄するものがありとしても、それは全體から見れば極めて少數のもので、その金額も頗る寡小である。加之ならず、近年の如く物價騰貴の趨勢の著しい時代に於いては、一方に收入の急速なる増加があつても、それは到底物價騰貴の大勢に追隨することが出來ない。(I. M. Rubinow :—op. cit., Chap. I)

かくの如く生活必要品に對する支出をも十分

に爲し得ない普通の労働者に取つては、疾病に対する臨時費の支出が不可能であることは當然である。Russell Sage Foundation が七百の疾病労働者に就いて調査したところに據れば、彼等は有るか無しの貯蓄を消費し盡すのみならず、

次の如き方法によつて所得の喪失を繡縫してゐることが解つた。即ち(一)社會の救濟を仰ぐこと、(二)暗々裡に自身の健康及び精力を害して他の者を救助する親戚または友人の助力に俟つこと、(三)雇主または労働組合の援助によること、(四)借金、下宿人を置き、妻女を工場に通勤させ、低廉なる地區に移転すること、—

これ等は總べて生活標準を低下せしめ、疾病を増加せしむる傾向がある。—によること之れである。New York Charity Organization Society から救助を受けてゐる家族の七割五分に於いては如何とも爲し難い疾病の状態にあつた。

以上は労働者の生活状態の一班を窺つたので

あるが、然からば斯くの如き労働者の生活は産業に對して、如何なる影響を與へるであらうか。就中、労働者の疾病は産業に對して如何なる影響を與へるであらうか。以下少しこの點を論じて見やうと思ふ。

労働者が自ら疾病に罹つた爲め、或ひはその家族の疾病看護のために工場を缺勤すれば、傭主は速刻生産の計畫に齟齬を來し、且つ機械に投じたる資本の利子を喪失し、加之ならず熱、光並びに力の全力を發揮せしめることが出來なくなる。而して斯かる故障は直ちに他の部門に影響して來る。それ故に傭主にとつては労働者の疾病による缺勤は、工場管理上の重要問題である。本來ならば醫師の治療を受けて静養すべき半病人の労働者が、工場に出勤して労働に從事するときは、却つて原料を損し、不手際なる作業をなし、調和を失し、生産高を減少し、能

ことは人々の經驗するところである。さうして新しき機械の使用に通曉する間に、多くの災害の發生することは既に周知の事實である。斯くの如き労働者の轉換に要する費用は、最高三百弗に値するといふことである。更に疾病のために失職を餘儀なくせしめられた労働者は、新たに就職口を見附けるために、多大の犠牲を拂はなくてはならぬ。それに就いては此處に詳しく述べたところを米國の統計によつて立證すれば、ニューヨーク一州のみに於ても三十一萬五千の産業上の災害が發生し、そのためによく時間が空費せられた。また New Jersey Zinc Company の一部長の言によれば、彼は災害によつて失ふ時間の四倍が疾病のために失はれたことを見出しえつてゐる。更にまた Worcester の或る集約的會社に於いては、災害

率を低下せしむるものである。従つて傭主は疾業に對して、如何なる影響を與へるであらうか。病労働者には休養せしめ、十分恢復を待つべきである。これ等の點から平均缺勤日數の増加は、傭主の利益の増加であるとさへ考へられるのである。

然しそれにも増して傭主は、新たに他の労働者を以てその地位を充すために要する費用に就いて、大ひに學ぶところがあつた。長期に亘る放逐せられたる労働者の地位を充すために、新たに他の労働者を求め、之れに訓練を施すためには多大の時間を費さなくてはならぬ。無経験なる労働者は原料を損じ、或ひはその使用する器具を損傷すること多く、またその生産物の品質は必ずしも劣等であらう。最も熟練したる労働者を傭入れるととも、彼が新たに得たる地位に適應するためには、或る程度の能率を失ふ

のためよりも疾病のために十二乃至十四倍の時間を使つたといふ記録を得た。政府のこの問題に關する調査員は、一万二千五百五十四人の失職せる家長たる労働者の内にて二割五分のものは疾病のために、また七分以上は疾病に關聯せる他の原因によつて失職したことを知つた。(Advantages to Industry of Workmen's Health Insurance. (The Third Report of the Committee on Health) New York State Federation of Labor, 1918.)

四

米國に於ける健康保険法案の成立前後に於けるその労働者の生活状態、並びに疾病と産業との關係は大概以上の如くである。此處で再び前論に立歸つて健康保険法案の觀察に入ること、する。

簡単に論すれば、健康保険計畫の成立した由

來は、疾病が貧窮の主要原因であるといふ。疾病は保険し得べき危険であることを、而して現存する保険機關を以てこの種の保険を實行せしむるは適當ならざるのみならず、これによりて營利を企圖するの不合理、並びに保険費用を盡ぐ労働者に負担せしむるは、非常に堪へ難き負擔なることが愈々盛んに論ぜられるやうになつたからである。

この制度に於いては一定額の所得に達せざる労働者に對して沿く健康保険を適用し、彼等が労働に從事せる期間毎週小額の出捐を行はしめ、——労働者の出捐は平均貯銀の百分一・五である——儲主もこれを同額の負擔をなし。更に國家はこの兩者の半額を出捐するのである。(Irving Fisher :—The Need for Health Insurance. The American Labor Legislation Review, March 1917.) それでこの基金は國家の監督の

業基金の活動を獎勵してゐる。然し乍ら營利的保険會社を承認する條項は存在してゐない。

(John B. Andrews :—Progress Toward Health Insurance.)

健康保険に對する研究、並びに援助はあらゆる方面に於いて盛んに行はれた。The United States Public Health Service は Dr. B. S. Warren 及び Edgar Sydenstricker の特殊研究の結果になつた著書 Health Insurance を刊行。Alexander Lambert を筆頭とする The American Medical Association では社會保険に關する數種の報告を發行し、Pennsylvania 及び Wisconsin 其他の醫學會は孰れも健康保険の主義を是認して公開會議等によりて、その運動を援助し、多數の慈善團體も亦これに對して好意を示し、各方面に於ける四十五の協會は、委員を任命して報告及び研究をなしてゐる。その中にて有名なる

下に置くのである。前に述べた労働者の出捐に對しては一の例外がある、それは一定額以下の所得を有するに過ぎない労働者に對しては、何等の出捐を要求しないことである。さうしてこの保險に於いては若し労働者が労働者賠償法によつて賠償せられない疾病、或ひは災害によつて労働不能となつた場合には、國家の監督の下にある基金の費用を以て適當なる治療に要すべき醫藥、手術、看護手當を受くる権利を附與せられ、且つ全治に至る迄での期間その貯銀額の三分之二が給與せられる。また若し労働者が死亡したる場合には葬祭料として一百弗支給せられ、婦人労働者並びに保險に入してゐる労働者の妻女に對しては出産したる場合に給與がある。

この保險は同じやうな目的のためににする労働組合の基金を承認し、相互的地方基金または職

人のを舉くれば the American Academy of Medicine, the International Association of Industrial Accident Board, the New York Chamber of Commerce 等がある。殊に The federal Commission on Industrial Relation は健康保険を推奨し、產業改善委員の首席は一九一四年七月に「自分は今より四五年を出すして、儲主に強制出捐をなすしめる或種の疾病保險が、多數の洲に於て法律として實施せらるゝであらうと思ふ。」と述べてゐる。

多數の労働組合に於いてもこの問題を論じてゐる。或者は贊意を表し、また他の或者は反対の意見を抱いてゐる。けれどもこの反対の意見は、實に強制的労働者賠償法を制定した當時に興つた反対と同じやうに、労働組合の勢力を弱くすると云ふ杞憂から生じたものに過ぎない。